

大
国道企第53号
平成29年2月10日

関東地方整備局長 殿

国土交通省道路局長



鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準（平成28年3月30日付け国道企第73号の1）における直接労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は平成29年3月1日から適用するものとする。また、平成29年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、平成29年4月1日以降もこの単価を適用することとする。

記

1. 直接労務単価
26,900円

以上